○法務省告示第三百九十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ドイツ連邦共和国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年八月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ブリッタ・ズルツ

生年月日　千九百七十三年四月十七日

○外務省告示第二百八十七号

平成十一年十二月九日にニューヨークで作成された「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の締約国につき、平成二十九年七月十四日現在で、次のとおり追加があった（平成二十年十二月十八日外務省告示第六百六十号からの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
スウェーデン王国	平成十四年六月六日	平成十四年七月六日
アメリカ合衆国	平成十四年六月二十六日	平成十四年七月二十六日
トルコ共和国	平成十四年六月二十八日	平成十四年七月二十八日
パナマ共和国	平成十四年七月三日	平成十四年八月二日
リビア	平成十四年七月九日	平成十四年八月八日
ノルウェー王国	平成十四年七月十五日	平成十四年八月十四日
デンマーク王国	平成十四年八月二十七日	平成十四年九月二十六日
ガーナ共和国	平成十四年九月六日	平成十四年十月六日
スロバキア共和国	平成十四年九月十三日	平成十四年十月十三日
バルバドス	平成十四年九月十八日	平成十四年十月十八日
モロッコ王国	平成十四年九月十九日	平成十四年十月十九日
ミクロネシア連邦	平成十四年九月二十三日	平成十四年十月二十三日
オーストラリア連邦	平成十四年九月二十六日	平成十四年十月二十六日
ジョージア	平成十四年九月二十七日	平成十四年十月二十七日
サモア独立国	平成十四年九月二十七日	平成十四年十月二十七日
モルドバ共和国	平成十四年十月十日	平成十四年十一月九日
セルビア共和国	平成十四年十月十日	平成十四年十一月九日
ハンガリー	平成十四年十月十四日	平成十四年十一月十三日

○法務省告示第三百九十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年八月十六日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ハンス・ヴァルン・メンスキ

生年月日　千九百八十二年四月十六日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ポルトガル共和国	平成十四年十月十八日	平成十四年十一月十七日
ニュージーランド	平成十四年十一月四日	平成十四年十二月四日
ラトビア共和国	平成十四年十一月十四日	平成十四年十二月十四日
ニカラグア共和国	平成十四年十一月十四日	平成十四年十二月十四日
ロシア連邦	平成十四年十一月二十七日	平成十四年十二月二十七日
ウクライナ	平成十四年十二月六日	平成十五年一月五日
シンガポール共和国	平成十四年十二月三十日	平成十五年一月二十九日
ルーマニア	平成十五年一月九日	平成十五年二月八日
モザンビーク共和国	平成十五年一月十四日	平成十五年二月十三日
メキシコ合衆国	平成十五年一月二十日	平成十五年二月十九日
コスタリカ共和国	平成十五年一月二十四日	平成十五年二月二十三日
イスラエル国	平成十五年二月十日	平成十五年三月十二日
トーゴ共和国	平成十五年三月十日	平成十五年四月九日
スーダン共和国	平成十五年五月五日	平成十五年六月四日
クック諸島	平成十六年三月四日	平成十六年四月三日
タジキスタン共和国	平成十六年七月十六日	平成十六年八月十五日
アルゼンチン共和国	平成十七年八月二十二日	平成十七年九月二十一日
ブラジル連邦共和国	平成十七年九月十六日	平成十七年十月十六日
ナミビア共和国	平成二十四年十月十八日	平成二十四年十一月十七日

締約国	受諾書の寄託日	当該締約国についての発効日
フィンランド共和国	平成十四年六月二十八日	平成十四年七月二十八日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ベトナム社会主義共和国	平成十四年九月二十五日	平成十四年十月二十五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成十四年十二月四日	平成十五年一月三日
トンガ王国	平成十四年十二月九日	平成十五年一月八日
タンザニア連合共和国	平成十五年一月二十二日	平成十五年二月二十一日
マーシャル諸島共和国	平成十五年一月二十七日	平成十五年二月二十六日